改 正 履 歴

令和8年10月1日公布（公布の日から施行）

〇制定・改廃の背景及び趣旨

本条例施行後、国においても、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）や、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年法律第28号）が施行されるなど、これまで以上に市民の多様性を尊重し、一人ひとりの異なる意見、価値観、立場等を理解することの重要性が高まっていることから、議会運営や政策決定に市民の多様性への理解を反映させるため、所要の改正を行うものです。

また、多様化する災害の発生時や、感染症のまん延時などにおいても、二元代表制の趣旨にのっとり、議会機能の適確な維持に努めることの重要性が高まっていることから、議会の体制整備を図るため所要の改正を行うものです。

〇改正内容

（1）議会運営の原則として、市民の多様性の尊重に努めることを加えます。

（2）災害・感染症等が発生した場合においても、効果的かつ機動的な活動が図られるよう、議会としての体制の整備に努めることを定めます。